

平成十九年経済産業省・環境省令第二号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令
第二十条第二項に規定する手数料を現金に
より納付する場合における手続に関する省
令

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平
成十一年政令第四百十三号）第十九条第二項の規
定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律
施行令第十九条第二項に規定する手数料を現金に
より納付する場合における手続に関する省令を定
める。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第
二十条第二項ただし書の環境省令・経済産業省
令で定める場合は、行政手続等における情報通
信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律
第百五十一号）第三条第一項の規定による申請
等を行い、当該申請等により得られた納付情報
により手数料を納付する場合とする。

附 則

この省令は、平成十九年三月一日から施行す
る。

附 則（平成二八年五月二七日経済産業
省・環境省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。